

東京都消費生活条例の改正

その1

(平成27年7月1日施行)

① 不適正な取引行為を行う事業者を厳しく取り締まります!



「禁止命令※」の対象となる取引を新たに追加します。

※禁止命令

事業者が、消費者に対し、契約を締結する際、重要事項について事実と異なることを告げる、おどして不安にさせる等の「重大不適正取引行為」をしたとき、都が事業者に対し、一定期間の契約の勧誘・締結を禁止することを命じるものです。

新たに禁止命令の対象となる取引



モデル・タレントの芸能事務所契約



必ず有名にすると言って高額な登録料を支払わせるが、売り込み活動を行わない等

就活講座、自己啓発セミナー等

この講座を受けないと一生成功できない今、決断できない人間はダメだ!



「受講しないと人生の成功者になれない」などとおどして就活セミナー契約を締結させる等

海外留学等のあっせん



事前の説明と留学先の実情が著しく違う海外留学あっせん契約等

非宅地の取引(いわゆる原野商法※)

あなたが保有している土地を高く買い取りますから、まずは、買い手のつきやすいこの土地を買って交換をしましょう



かつての原野商法の被害者に、所有している原野を買うとうそを言って近づき、別の原野を売りつける等

※原野商法

山奥の山林や原野など、ほとんど資産的価値のない土地をだまして売りつける商法